

NEWS RELEASE

令和5年12月25日

お客さまへ

株式会社 栃木銀行
取締役頭取 黒本 淳之介

投資信託新商品の取扱い開始について

株式会社 栃木銀行（取締役頭取 黒本 淳之介）は、令和6年1月から始まる新NISA制度（「成長投資枠」「つみたて投資枠」）の対象となる下記投資信託商品の取扱いを、令和6年1月15日（月）より開始しますのでお知らせいたします。

新NISAでは、非課税期間が無期限となるほか、従来のNISAと比較して生涯投資枠が大幅に拡大されるなど、一人ひとりのライフスタイルに合わせた柔軟な資産形成が可能です。

現在当行では、新NISAに関するさまざまな情報提供に取り組んでおります。これからのライフプランについて、あらためて考えていただくきっかけとして、ぜひ下記の「関連情報」もご活用ください。

記

[取扱いを開始する商品]

- ・三菱UFJ ライフセレクトファンド（安定型）（安定成長型）（成長型）

『成長投資枠』対象

商品分類	追加型投信/内外/資産複合
取扱いコース	分配金受取コース、分配金再投資コース
自動積立サービス	特定口座・成長投資枠のみ取扱いいたします。 (つみたて投資枠は対象外)
委託会社	三菱UFJアセットマネジメント株式会社

- ・iFree S&P500 インデックス

『つみたて投資枠』対象

商品分類	追加型投信/海外/株式
取扱いコース	分配金再投資コース
自動積立サービス	つみたて投資枠のみ取扱いいたします。 (特定口座・成長投資枠は対象外)
委託会社	大和アセットマネジメント株式会社

※「つみたて投資枠」専用商品としての取扱いのため、「つみたて投資枠」以外での購入はできません

NEWS RELEASE

[関連情報]

<NISA専用サイト>

当サイトは新NISAに関する概要や口座開設までの手続きに関する案内等、これから投資をはじめの初心者の方にも分かりやすい内容となっています。

https://www.tochigibank.co.jp/pr/nisa/?utm_source=QR&utm_medium=HP_Banner&utm_id=202310

<新NISA制度オンラインセミナー>

資産運用やNISA制度について関心はあるものの、どこへ相談したらいいのかわからない方やご来店が難しい方に向けて、お客さまのご都合に合わせた時間や場所で視聴可能なオンラインセミナーを開催しております。

<https://www.tochigibank.co.jp/individual/service/seminar/>

<新NISA活用セミナー>

各世代別の新NISA活用方法や、将来に向けた資産形成のポイントをテーマとした内容となっております。開催は令和6年1月20日（土）、定員100名となります。

<https://www.tochigibank.co.jp/individual/service/seminar/>

以上

NEWS RELEASE

【投資信託についてのご留意事項】

◇投資信託のリスク

○投資信託は値動きのある有価証券等（株式・債券・不動産投資信託証券など）に投資するため、投資信託の基準価額は、組入有価証券等の価格変動、金利の変動、為替相場の変動、その発行会社等に係る経営・財務状況、カントリーリスクなどの影響により上下に変動します。したがって、投資元本および分配金は保証されているものではなく、投資元本を割り込むことがあります。

（詳しくは、ファンドごとの目論見書および目論見書補完書面等でご確認ください。）

◇投資信託の手数料・費用

○申込時、保有期間中、換金時に以下の各種手数料や費用がかかります。（令和5年7月1日現在）上記各種手数料や費用の最大値は、今後、取扱うファンドの追加や償還等により変更になる場合があります。また、その他費用やこれらの合計額については、保有期間や運用状況等に応じて異なるため、あらかじめ表示することはできません。

（詳しくは、ファンドごとの目論見書および目論見書保管書面等でご確認ください。）

○申 込 時：申込手数料（買付金額に対し、最大3.3%（税抜3.0%）の率を乗じた額）

※つみたてNISAは申込手数料無料です。

保有期間中：信託報酬（純資産総額に対し、最大年2.42%（税抜2.2%）の率を乗じた額）

その他費用（監査費用、有価証券売買委託手数料、信託事務の諸費用など）

換 金 時：信託財産留保額（換金時に適用される基準価額に対し、最大0.5%の率を乗じた額）

公社債投資信託の場合（換金手数料として、1万口につき最大110円（税抜100円））

◇その他ご留意事項

○投資信託は円預金とは異なり、預金保険制度の対象ではありません。また栃木銀行でご購入いただいた投資信託は投資者保護基金の対象ではありません。

○栃木銀行は投資信託の販売会社であり、投資信託の設定・運用は投資信託委託会社が行い、信託財産の保管・管理は信託銀行が行います。

○投資信託の分配金には、「普通分配金」と「元本払戻金（特別分配金）」があり、「元本払戻金（特別分配金）」は、実質的には元本の一部払戻しに相当するものです。

○投資信託の運用による損益は、投資信託をご購入されたお客さまに帰属します。

○投資信託のお取引に関しては、クーリング・オフ制度（書面による解除）の対象ではありません。

○投資信託をご購入の際は、最新の契約締結前交付書面（目論見書および目論見書補完書面）を十分にお読みのうえ、ご自身でご判断ください。契約締結前交付書面は、栃木銀行本支店の窓口にご用意しております。

NISA 口座全般に関するご留意事項

○当行のNISA 口座は、つみたて投資枠でも、成長投資枠でも、当行の定める一定の株式投資信託のみの取扱いとなります（上場株式等はお取扱いしていません）。

○すでに特定口座でお持ちの投資信託はNISA 口座に移管できません。

○NISA 口座開設にあたっては1人1口座（1金融機関等）のみとなります。変更しようとする年分のつみたて投資枠、成長投資枠で投資信託等を購入（分配金再投資による購入を含む）していた場合、その年分は他の金融機関への変更やNISA 口座廃止後の再開設ができません。また金融機関を変更する場合、変更前の金融機関で保有中の投資信託等を、変更後の金融機関に移管することはできません。

○つみたて投資枠でも成長投資枠でも、年間の非課税枠をその年にすべて使い切らなかった場合、残りの枠を翌年以降へ繰り越すことはできません。

○NISA 制度では、年間投資枠（つみたて投資枠 120 万円／成長投資枠 240 万円）と非課税保有限度額（成長投資枠・つみたて投資枠合わせて 1,800 万円／うち成長投資枠 1,200 万円）の範囲内で購入した上場株式等から生じる配当所得及び譲渡所得等が非課税とされます。いずれも購入時手数料等を除いた金額です。

○非課税保有限度額については、NISA 口座内の投資信託を売却した場合、当該売却した投資信託が費消していた非課税保有限度額のみだけ減少し、その翌年以降の年間投資枠の範囲内で再利用することが可能となります。非課税期間はつみたて投資枠／成長投資枠ともに無期限で、その間においては自由に売却できます。

○NISA 口座から特定口座等へ移管する場合、ファンドの取得価額は移管時の時価となります。

○株式投資信託の分配金の再投資（自動買付け）が行われた場合も、当該投資分は非課税の投資額に算入されます。

○投資信託における分配金のうち、元本払戻金（特別分配金）はそもそも課税の対象外であり、NISA 口座によるメリットを享受できるものではありません。

NEWS RELEASE

○分配金による再投資（自動買付）が行われた場合でも、当該再投資分は非課税の投資額に算入（つみたて投資枠で購入分はつみたて投資枠、成長投資枠で購入分は成長投資枠へ算入）されますので、その分非課税投資枠の残りが少なくなります。なお、分配金再投資により非課税投資枠を超える場合、その時の再投資額すべてが課税口座で投資されます。

○法令により、つみたて投資枠を設けた日から10年後等の「基準経過日」には、お客様の氏名・住所を再確認させていただきます。同日から1年内に確認ができない場合、新たなNISAでの買付けを停止させていただきます。

○つみたてNISA口座のお取引において売却時に損失（譲渡損失）が発生しても、他の口座との損益通算や損失の繰越控除はできません。

つみたて投資枠特有のご留意事項

○当行のつみたて投資枠で買付け可能な商品は、長期の積立・分散投資に適した一定の株式投資信託のみに限られます。

○つみたて投資枠では、積立契約（累積投資契約）に基づく定期かつ継続的な方法による購入が対象となり、当行では対象商品の自動積立サービスによる購入に限ります。

○非課税投資枠の120万円を超えてしまう場合、自動積立を中止します。他の口座で購入することはありません。

○つみたて投資枠で購入した投資信託の信託報酬などの概算値を、原則として年1回通知いたします。

成長投資枠特有のご留意事項

○当行の成長投資枠で買付可能な商品からは、信託期間20年未満又はデリバティブ取引を用いた一定の投資信託等もしくは毎月分配型の投資信託等が除外されており、これらの商品を成長投資枠で買付けすることはできません。

○つみたて投資枠で購入した投資信託の収益分配金は、成長投資枠で再投資することはできません。

販売会社の概要

商号等：株式会社栃木銀行 登録金融機関 関東財務局長（登金）第57号

加入協会：日本証券業協会

当行の苦情処理措置及び紛争解決措置（以下の機関を利用）

- ・一般社団法人全国銀行協会 全国銀行協会相談室

電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772

- ・特定非営利法人活動 証券・金融商品あっせん相談センター

電話番号 0120-64-5005

受付日（共通） 平日（月～金）〔銀行休業日を除く〕 受付時間（共通） 9：00～17：00